

## 第 19 回臨時委員会会議録

教 育 長 ) 開会宣言

教 育 長 ) 会議成立の宣言

教 育 長 ) 会議録署名委員の指名（森川委員）

教 育 長 ) ここでお諮りいたします。

第 20 号議案「令和 6 年度芦屋市立小・中学校管理職の人事異動に係る兵庫県教育委員会への内申について」は、その内容から秘密会で審議をし、また報告第 23 号「令和 5 年度教育委員会関係補正予算について」は、市議会提出議案のため、非公開で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

教 育 長 ) あわせて、審議の順番ですが、第 18 号議案、第 19 号議案、第 23 号議案から第 25 号議案の計 5 件は関連するものとなっているため一括で審議し、非公開については、傍聴者は退席することになりますので、報告第 23 号及び第 20 号議案を最後に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めそのように決定いたします。

教 育 長 ) それでは、審議に入ります。

はじめに、日程第 1、第 17 号議案「令和 6 年度芦屋の教育指針について」を議題とします。

提案説明を求めます。

保健安全・特別支援教育課長)

〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

これは何か意味があるのですか。「これまで+ONE STEP！」というところを、Try&Learnに変えたことについて。

保健安全・特別支援教育課長) Try&Errorではなくて、tryをして学んでいこうということ  
を投げかけたいという思いがあります。そこを付け加えたとい  
うことです。

教 育 長 ) 最初は、一歩ずつということで「ONE STEP！」を取  
っていたわけですね。

保健安全・特別支援教育課長) 「ONE STEP！」少しずつ進んでいこうということは  
変わっていないですが、Tryを学びに変えたいという思いを前  
に出したいところです。

教 育 長 ) 3行目が入ったということですか。「学びへと変えていき  
ます。」、これがTry&Learnの1行入ったのですね。

保健安全・特別支援教育課長) これまで「ONE STEP！」という大きなところがTry&  
Learnに変わりました。

教 育 長 ) 「子どもたちを信じ」という言葉が入ったのですね。

保健安全・特別支援教育課長) はい、そうです。6ページの一番下の行1行が加わりまし  
た。「子どもたちを信じてゆだねる学びへと変えていきます」とい  
う。

教 育 長 ) これが、Try&Learnという言葉が発生させた源になってい  
るということですか。

保健安全・特別支援教育課長) はい。

教 育 長 ) こだわって悪いですが、Tryと「子どもたちを信じてゆだね  
る学びへと変えていきます」、Try&Learnとくっつかないの  
ですが、その言葉自身が。何か離れているような気がしてならな

いです。

昨日、野村部長がうまいこと言っていました、Try&ErrorではなくてTry&Learnなんだと。あれはすっかり理解できたのです。この1行が入ることで、Try&Learnに変わることが何かしっくりこないです。それは何を意図して。信じるだったらBelieveとか、こだわり過ぎでしょうか。

教育委員の皆さんに聞いてみましょうか。

極楽地委員) P・E・A・C・Eプロジェクトにおいて、「ONE STEP！」という言葉は、私はすごくいい言葉だなと思っているので、どこかに入れていただきたいなというところと。あと、Try&Learnもすごくいい言葉で、私も勉強になった言葉ですが、Try&Learnはどこか下に入れ込んで、「ONE STEP！」を前面に推すなり、上の表題にいただくほうが、ずっと私は入るかなと感じました。

森川委員) 私も、「ONE STEP！」は、5ページの上のAshiya P・E・A・C・Eプロジェクトの副題のようになっていて、ONE STEPPersとか、その後のいろいろな取組にもつながっていくと思いますので、そこを6ページでも出していただいたほうが、据わりがいいのかなという印象です。

Try&Learnも非常にいい言葉ですが、特別に積極的な意味がそれほどないのであれば、「ONE STEP！」を入れたほうがいいのかなという気がします。

極楽地委員) 今、森川委員が言っていたとおりで、表題は「ONE STEP！」という言葉を使っただいて、Try&Learnが一番下の「子どもたちを信じて」の前に置いて、最後締めることもあ

るかなと感じましたので、御検討いただけたらと思います。

教 育 長 ) 　ぜひこれはこう入れたいからこう変えたいという主張があれば言ってください。思いを語ってください。

保健安全・特別支援教育課長) 　今回のP・E・A・C・Eプロジェクトで、苫野先生が子どもたちを信じて、任せて、待って、支えると言われていて、私たちが出過ぎないように、子どもたちを支えていくことを大事にしていきたいという思いで、この一番下の文章も大事にしたいところです。

　　どんどんいろいろなこと、新しいことにTryして、そこから学んでいってほしいという願いで、Try&Learnという言葉が出てきたと思います。ただ、「ONE STEP！」を上を持ってきて、Try&Learnを一番下につける形にしたいと思います。

河 盛 委 員 ) 　あと、本文中に「ONE STEP！」を入れて、そういう方法はあるのではないか。最初の「成長を急かさず一歩ずつ」ことは、結局「ONE STEP！」です。「ONE STEP！」をいう言葉を入れておいて、そちらがTry&Learnを、思いを出すんだと、表題にそちらを変えて、一発目はそれでも別にいいのかなと思いますが。

　　「成長を急かさず一歩ずつ」に、例えば括弧して「ONE STEP！」とか入れておいてもいい。

極 楽 地 委 員 ) 　「ONE STEP！」、一歩ずつとか、2回繰り返すと強調されて、訴求できそうです。英語で「ONE STEP！」で、一歩ずつ。すごく推している言葉だなと。

教 育 長 ) 　野村部長として、強調したいことを言っていただくと、それで理解できると思います。

学校教育担当部長) 慌てないことが大事かなと思いますので、その一歩が非常に。教員があまり重荷に感じてやっても苦しいだけなので、教員も楽しく挑戦して行ってほしいなというところも両方入っていますので、「ONE STEP!」を1つキーワードにもしているところですので、そこは残しながら。

どう考えても教員が挑戦してほしいです。と言いましても、少しの挑戦でいいのですが、今までと同じことではなくて、一歩進めて、半歩でもいいから、個々に半径50センチメートル以内の改革をと言われていますが、そういうところで、自分がとにかく変わり続けるところがすごく大事だなと思っていて。

そういう意味では、これが子どもに乗り移るといいますか、教員の姿勢そのものが子どもを育てるところにつながりますので、そういう意味では、Errorという失敗という感じに取られますので、そこを学びに変えていくといえますか、次へつなぐ意味で。ちょっと欲張っていますが、両方入れさせてください。

「ONE STEP!」を持ってくるところは、また中で協議しますので、今、お話しさせていただいたようなことを文章の中に盛り込んで。表題は、左のP・E・A・C・Eプロジェクトのサブタイトルからいけば、6ページはP・E・A・C・Eプロジェクトの流れですので、「ONE STEP!」のほうがすっきりするかなと思って、今、お話を伺いながら思いましたので。

教 育 長 ) そうですね。P・E・A・C・Eプロジェクトの説明にしているのです。

学校教育担当部長) はい。

教 育 長 ) 「ONE STEP！」を外すのは。

学校教育担当部長) 5、6が見開きになっていますので。

教 育 長 ) では、「ONE STEP！」を入れて、どこかにTry & Learnも入れてみてはいかがでしょうか。

学校教育担当部長) はい。

森 川 委 員 ) 2 ページの「はじめに」の第 3 段落、「文部科学省によると」の段落ですが、「令和 4 年度における全国の不登校者数は、約 29 万人ともなっており、当市においてもその状況は大きな問題の一つと捉えています」というくだりですが、私だけかもしれないですが、これを拝見して、不登校が大きな問題だと、そういうふうに取り取る方が中にいないかなと、ちょっと気になりました。

不登校自体は問題行動ではないという見解があると思うのですが、この文章が、ちょっとそういう受け取り方をされる節もあるかなと。例えば、「当市においても不登校児童・生徒への対応は大きな課題の一つとして捉えています」など、課題も問題という意味を含む言葉ですが、「問題」と書くよりは、そう受け取られにくい表現にしたほうがいいのかなと思います。

教 育 長 ) 対応は課題としてありますということですね。

森 川 委 員 ) そうですね。

教 育 長 ) うまいこと御指摘いただきました。

森 川 委 員 ) 18 ページの「指導方法の工夫・改善を進める」の 2 つ目のポツに、「ONE STEPpers」という言葉ですが、造語だと思います。初めて目にする方がこれを見て、どうやって読むのだから

うかとなるのも残念なので、ルビを振られるとか、読める工夫があってもいいかなと思いました。

教 育 長 ) 「 I C T 」 に 印 が つ い て い る 。

学校教育担当部長) 同じですね、つけたほうがいいと思います、注釈を。

教 育 長 ) 続 け て 、 お 願 い し ま す 。

森 川 委 員 ) 4 3 ページ、「各種チェック表」ですが、「いじめ早期発見のためのチェックリスト表」の「いじめが起こりやすい・起こっている集団」という中に、「些細なことで冷やかしたりするグループがある」がずれているところが1か所。

もう1つは、「いじめられている子」という題の「授業中・休み時間」の3行目の右の「教職員の近くにいたがる」がちょっとずれています。細かいですか。

教 育 長 ) 大 事 で す 。

森 川 委 員 ) 同 じ ページで、「不登校初期対応チェック表」がありますが、これはどこから引っ張ってきておられると思いますけど、引用元が分からなかったのです。いじめ早期発見のためのチェックリスト表は、44ページの下にQRコードをつけていただいている、確認できたのですが、「不登校初期対応チェック表」はどこから引っ張られたのか、私、見つけられなかったの、その辺り、教えていただけたらありがたいなと思います。

学校支援課) 付け加えます。

森 川 委 員 ) あと、「各種チェック表」という全体ですが、これが本文の中のどこかにつながっているわけではなくて、これが大事だから、最後に資料としてお付けいただいているという理解でよろしいですよ。

学校支援課) はい。

森川委員) 分かりました。

河盛委員) 去年、スルーしたところばかりで申し訳ないですが、8ページ、その後にも出てきますが、まず「公立図書館」と書き方をしています。多分「学校図書館」と区別するために「公立図書館」が、「本が好きな子ども」とか見ると書いてあります。あえて「公立図書館」と言う必要があるのかなという気もしました。

例えば、家庭の役割だと、「子どもと一緒に公立図書館に出かける」と書いていますけど、別に公立でなくてもいいような気もするのです。普通に「図書館」でいいのではないかな。

一般的に市が関与する場合は、もちろん芦屋市立の図書館です。ね、結局、公立は。むしろ「市立図書館」のほうが、ほかの公立図書館は「市立図書館」以外ないので、市立図書館がいいのではないかと何となく思いますが、検討してください。

それから、「参考文献」という言葉が本文中にたくさん出てきますが、例えば21ページ「参考1」「参考2」「参考3」「参考4」と出ていますが、「参考1」と「参考3」と「参考4」はどこかから取ってきたと書いてあるのですが、「参考2」の「体験活動の工夫について」は、一体どこから取ってきたのかという表示がないです。これもおかしいかなと、違和感があるので出展を書いたほうが。どこかから取ってきた文章で、「参考」はどこかに文章があって、それを取ってきたものだと思うのですが、どこから取ってきたかを書かなければ、少しおかしいのではないかと。



24ページにも「参考3」がありますけど、この「3」はどこから出てきた「3」なのか。順番で言うと「参考5」ですね。あるいはこのページだけの参考だったら数字は要らないので、「3」はどこから出てきたのか。令和5年までそうだったので、「3」が一体どこから出てきた「3」なのか。数字を並べるのだったら「5」だし、なしだったらなしで。

保健安全・特別支援教育課長)

ちょっと調べます。

河盛委員)

また、数字が続くのなら、その次の「参考」のみがあることがあります。29ページの「防災マニュアル」も「参考」を書いてありますが、これも数字をつけるのならつけたほうがいいし、つけないのだったらつけない。

22ページの健康教育です。今さらあれですが、「インフルエンザや風疹、麻疹、新型コロナ」は、私たち医療者からすると、風疹と麻疹の順番が本当は逆だと。あまり「風疹・麻疹」という言い方はしない、順番からすると「麻疹・風疹」。正直、違和感があります。

健康教育の23ページ、「インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症について正しく理解し、自ら予防する」と書いてありますけど、私たちから見ると、HPVウイルス、HPVと子宮頸がんの関係や、予防接種で予防できることを、できたら言ってほしいです。我々医療者の立場からすると、少なくとも中学生は理解できるので、できたら言及してほしいです。

教育長)

ここに、並列的に何か付け加えるといいですか、どうしたらいいのですか。

河盛委員)

それがあったらよろしい。だから、HPVと子宮頸がんの

関係、ワクチンで予防することができるという内容を伝えたいと、そういうことです。

31ページに、「困難を有する子ども・若者への個別支援を図る」と書いていろいろ書いていますが、実は今回のヤングケアラーやLGBTQや、不登校でも私立学校へ行っている子の不登校に対する取扱いがされていないです。ヤングケアラーとかそういうのはキーワードの1つになっているので、一言も書いていないのは、ちょっとどうなのかなと。

これに入るのかどうかも分からないですが、多分、芦屋市は子ども・若者計画にメインとして入っているのかもしれませんが、ヤングケアラーを最初に見つけ出すことは、学校現場でだと思います。だから、そういうことを一言も書いていないのは、やっぱり問題があるのではないかなと思って、入れておいたほうがいいのではないかなと思います。

教 育 長 ) 困難を有する子ども・若者への個別支援を図るところに、ヤングケアラーを入れ込めないかということですね。

河 盛 委 員 ) そういうことです。入れるとしたら、ここしかないなと思いました。

教 育 長 ) 不登校、引きこもりについても大切です。

青少年愛護センター所長) ヤングケアラーが今日的な課題としてクローズアップされており、現在、策定中の次期子ども・若者計画でも、ヤングケアラーについては取り上げる方向で協議もしているところです。ここにも、そういった表記を追加するようにさせていただきたいと思います。

教 育 長 ) 項目をもう1つ、つけて書いたほうが書きやすいかもしれ

ませんね。

河 盛 委 員 ) 35 ページ、「芦屋市学校業務改善ポリシー」が令和5年度と書いていますが、ここに「定時退勤日を守ることを100%達成します」とか「部活動指導の縮減を100%実施します」とか「事務処理への負担が減ったと感じる割合を1年間で、令和4年よりも「80%にします」と書いていますが、載せているということは、ある程度達成されているつもりで載せられているのか。全然達成されていないのなら、載せないほうがいいのではないかなという気もするのですが、達成されているのですか、これは。ある程度達成されてないと、載せると逆効果みたいな気がするのですが。

教職員人事担当課長) 100%までは行っていませんが、ある程度、達成できている学校と、達成できていない学校とまちまちだったりします。学校によって、定時退勤日などは100%達成できている学校も増えてきておるところですので、目標という形では載せたいなと思っているところです。

河 盛 委 員 ) 「ある程度できている」とか簡単なコメントを入れておいたほうがよくないですか。

教 育 長 ) 意気込みを書いているんですね。

教職員人事担当課長) そうですね。

極 楽 地 委 員 ) 今年度は市長が教育大綱を策定され、市教委においてもP・E・A・C・Eプロジェクトなど新たな試みや事業もあり、追記修正も多かったと思います。作成ありがとうございます。

トップページのP・E・A・C・Eプロジェクトの画像がキヤッチーで、引きがある画像に変わって。昨年度までの子ども

たちの写真もととてもいいですが、より目を引くデザインになっているなど今回感じました。

UDフォントも読みやすく、前年度、おととしぐらいから変更いただいて、数年間遡って見たんですが、本当によりよく、見やすくなっているなど感じています。

「はじめに」の2ページ、第3期教育振興基本計画のときにも話が挙がったんですが、社会教育が文に入っていない点が気になりました。過去に遡ってもそうですが、学校教育だけが前面に押されている傾向があるなど思いました。これは、策定委員会でも意見としてありましたので、社会教育についても、どこか一文を付け加えただけならありがたいなど思います。

併せまして、5、6ページ辺りはP・E・A・C・Eプロジェクトの、一番、今年度推したい内容が盛り込まれていて、とても期待ができる内容だなど感じました。

次、7、8ですが、教育振興基本計画の例示で図示されていますが、何か突発的に、前面に出てきているので、12ページの教育振興基本計画の施策体系の後ろに持っていくほうがリンクできるのかなと思いました。

昨年までは続いてページがあったので、教育振興基本計画の例示だなどいうところが分かりやすかったですが、一度確認をお願いできたらと思います。

15ページの下から2行目、「適切にICTの活用します」という文面が、「ICTを活用します」と思いましたので、確認をいただけたらと思います。

最後、36ページの図ですが、昨年までは「教師力向上の概

念図」という補足の表題だったり、下のほうは「キャリアステージに応じた研修、体系図」という文言があったのですが、こちらはあえて外された感じでしょうか。

保健安全・特別支援教育課長) 追記します。

森川委員) 教育大綱について、エッセンスはこの中に十分入っている、そういう理解でよろしいでしょうか。例えば教育大綱だと、「ちよのの学び」という表現がまさに出てくるのですが、その辺はどこかに触れる必要はないのかどうか。

教育長) 「はじめに」に、教育大綱はありました。教育大綱は、市長自身が芦屋の教育をどうしたいかという思いを書かれたものです。教育委員会としては、市長の思いとリンクしながら進めていくことが大切ですが、教育指針からは「教育大綱を目指す」という文言は外しました。「ちよのの学び」は、市長の言葉ですが、この中は、私たちの言うP・E・A・C・Eプロジェクトが市民の皆さんと学校の先生方が理解して進めていくことを主眼に置いた形としました。

極楽地委員) 6ページのwell-beingですが、本当に大事な言葉ですが、一般的には、well-beingを知らない方がまだたくさんいらっしゃいまして、well-beingについて補足の索引なりを入れていただいたほうが分かりやすいと思います。みなさんに知っていただきたい言葉と思いますので。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第17号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 次 に、第 1 8 号 議 案 及 び 第 1 9 号 議 案、第 2 3 号 議 案 から  
第 2 5 号 議 案 の 計 5 件 を 一 括 し て 議 題 と し ま す。

提案説明を求めます。

教 職 員 課 長 ) 〈議案資料に基づき概略説明〉

図 書 館 長 ) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説 明 が 終 わ り ま し た。質 疑 は ご ざ い ま せ ん か。

今ではないですが、公表できるレベルの時期に、教育委員会から社会教育施設等が移行して、どうなるかということは、何か説明していただきたいと思います。

人 事 課 長 ) 今 回 の 移 管 に 関 し ま し て も、教 育 委 員 の 皆 様 と も お 話 を さ  
せ て い た だ く、ま た 議 会 の 中 で も 質 疑 の 中 で も ご ざ い ま し た  
が、今 後 も 教 育 委 員 会 と は 密 接 に 連 携 し て 取 り 組 ん で い く 必  
要 は あ る と 十 分 認 識 し て お り ま す の で、情 報 提 供 な ど の 手 法  
に つ い て は 今 後 検 討 し て ま い り ま す が、常 に 意 思 疎 通 を 図 り  
な が ら 進 め て い き た い と 思 い ま す。

教 育 長 ) よ ろ し く お 願 い し ま す。そ う す る こ と で、市 民 の 皆 さ ん や  
委 員 の 皆 さ ん に 安 心 し て い た だ け ま す。社 会 教 育 委 員 の か た に  
も、こ う 変 わ り ま し た と い う こ と は お 知 ら せ し、御 理 解 い た だ  
く こ と が 大 切 だ と 思 い ま す。

河 盛 委 員 ) 3 9 ペ ー ジ の 教 育 委 員 会 の 補 助 執 行 さ れ る も の に、7 番、  
「市立こども園に関する事」が新たに入っていますが、どう

いう部分が教育委員会の補助執行になるのでしょうか。

人 事 課 長 ) 具体的にどういう事務ではなくて、幼稚園部分もございませぬので、何らか市立こども園に関する事で、教育委員会にお願いする部分が下りてくる可能性がありますので、そういう位置づけもございまして、今回、ここに入れさせていただいている次第ではございます。地教行法上でいきますと、幼保連携型認定こども園に関する事務は首長が行うとなつてございませぬので、基本的には首長が権限としてやっていくものでございませぬが、そういった背景がございませぬ。

教 育 長 ) 地教行法では「教育委員会の意見を聞かなければならない」という項目もありますから、そういう意味で入れてくれたのかなと理解してございませぬ。

極 楽 地 委 員 ) 本当に大きな移管で、事務の委嘱や条例の改正も大変だと思ひませぬ。確認とお願いですが、まず確認で、教育長と重複しているかもしれませぬが、社会教育の企画立案については、どこかに条例や規則などの記載はなされるのでしょうか。

教 職 員 課 長 ) 18号議案の3ページ「(1) (略)」と書かれてございませぬところがございませぬ。省略されてございませぬ部分ですが、ここにつきましては、「社会教育の企画・推進及び調整に関する事」という項目でございませぬので、今回、変更はございませぬので、省略してございませぬ項目ですが、この辺については、教育委員会の事務分掌の中に入つてございませぬ。

極 楽 地 委 員 ) あと、お願いと申ひませぬか意見ですが、総合教育会議でもお伝えしましたが、教育の中立性、継続性、安定性の確保、レイマンコントロールの維持は移管されても変わらない、市民の

皆様へのサービスの提供だったり、変わらないと思うのですが、改めて、引き続きよろしく願いいたします。

今後とも教育委員会と市長部局がより強固な連携、本当の意味での連携が取れるように、一緒に頑張っていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

人事課長) 極楽地委員に御指摘いただいた点につきましては、議会の中でも同様の指摘といたしますか、御要望もございましたので、そのことにつきましては、当然、意を用いてまいりたいと思えます。

極楽地委員) 図書館について、芦屋電子図書館は、条例や規則に何か記載が必要なものではないでしょうか。

図書館長) 電子図書館につきましては、規則ではなく、「芦屋市立図書館電子図書館サービス要綱」を制定しておりまして、そこで規定しております。

極楽地委員) 特に今回の移管について、何か変わるものではないので、そのまま要綱は引き継がれると認識いたしました。

河盛委員) 41ページの「移管に係る事務」で、市長部局に移るところ、「芸術及び文化の推進に関すること」と、教育委員会に残る「社会教育の企画、推進、調整に関すること」の違いは、どういう違いがあるのですか。

人事課長) 芸術及び文化といいますと、非常に広い範囲になると思えますので、その辺につきましては、既に市長部局でも一部文化に関することについては所掌しているところですが、生涯学習課文化財係に、もともと「芸術及び文化の推進に関すること」という事務分掌がございますので、係ごと市長部局に



移管されます。ただ、社会教育という大きな表題の企画であつたり調整に関することについては、従来どおり、教育委員会でという形で進めてございます。

河 盛 委 員 ) 市長部局が企画されているいろいろな講演など、どちらとも取れるものが多いのですが。

人 事 課 長 ) 公民館の事業自体が市長部局に移りますので、その辺の事業の内容については市長部局で決めていくことになりますが、少なくとも初年度につきましては、大きく変更していくことなく、できるだけ円滑に移行ができるようにとは考えているところでございます。

社会教育室長) 文化財係では、文化・芸術を所掌することから谷崎潤一郎記念館と美術博物館も一緒に所掌していますので、さらに一層の連携をしながら、伸びしろも期待しながら広がりを持っていただけることだと考えております。

教 育 長 ) 教育は学校教育と社会教育があつて、いろいろな範疇があります。社会教育に関する企画、推進、調整に関することは教育委員会に残るので、教育委員会は非常に大事な役割になるかと思ひます。

だから、生涯学習の振興は市長部局だから口出すのではなくて、社会教育という大きな範疇から見れば、大いに口を出さなければいけない。例えば、公民館が何をするとか、どういうテーマをするかはいいですが、偏りがなかなどの大きな役割を担っていくことにならうと思ひます。

森 川 委 員 ) 第 1 9 号議案の、芦屋市立図書館設置条例施行規則についてです。8 ページに「団体貸出しの対象」が規定されていて、

21条、4つの項目が書いてあります。現行の規則だと、対象の方は「市内の社会教育関係団体」と書いてあります。新しい21条は、社会教育関係団体について必ずしも触れていないように思い、狭くなっているようにも見受けられたのですが、社会教育関係団体などはどうなのでしょう。

図書館長) 現在の規則では、「市内の社会教育関係団体」とだけ規定されており、業務を行う上で、どのような団体が対象になるのかすごく迷うことが多くありましたので、他市の図書館の規則等も参考にしながら、このように具体的に対象団体を規定したものでございます。現状、市内の小中学校や幼稚園に団体貸出しを行っておりますので、決して狭くなったということではないと考えております。社会教育関係団体に限定するのではなく、広く、今後も団体貸出しをできるようにしたいという思いで、このように規定したものでございます。

森川委員) 令和6年度の教育指針案の42ページに、「学校図書館と図書館の定期配送便を開始します」と書いてあった分については、団体貸出しの項目を、21条を基に定期配送便を行うという理解になるのでしょうか。

図書館長) 今現在は図書館と学校間をつなぐという定期的な配送便がございませんので、来年度は業者をお願いして、定期的に市内の3中学、8小学校等を回って、団体貸出しも行うとともに図書館の本を学校に配達したいと考えています。

森川委員) 定期配送便は、学校に対する貸出しをすることではないということですね。

図書館長) 学校に対する貸出しでございます。

社会教育室長) 新たな事業として今回開始する予定ですので、今回の規則改正とは直接関係はしていませんが、条文の整理をさせていただいて、教育指針では、学校図書館と公立図書館との連携を、新たな事業として来年度開始しようと考えております。

森川委員) そういうことですか、分かりました。

教育長) さらによくなるということですね。

森川委員) あと、確認ですが、図書館の施行規則であったり、いろいろ規則をつけていただいています。こういった規則を今後、改正しようと思われたりする場合には、教育委員会に意見をいただける、そういう理解でよろしいですか。

人事課長) 内容が非常に大きな、教育に影響を及ぼすような内容であれば、当然、教育委員会の皆さんに御意見はお聞きすることにはしてございます。

極楽地委員) 第18号議案の2ページ、移管された後の、改正後の部・室・課、係などの組織ですが、一旦こちらに規則を改正した後で、人事異動や組織改正でまた新たに考えられるということで、先に1回改正することを先行するという認識でよろしいでしょうか。

人事課長) おっしゃるとおりでございます。4月1日の組織改正によるものは、さらに改正を行う形となります。

極楽地委員) 議案とは関係ないですが、前回の委員会の定数の改定にリンクしまして、来年度、再来年度、2年ぐらい大変だと思いますので、マンパワーが必要だと思いますので、その辺りは組織改正と人事異動の適正配置をしっかりとお願いできればと思います。よろしくお願いたします。

教 育 長 ) 人の配置がどうかということは非常に興味があるところで  
す。特に来年に関しては、配置は、人事担当課長が来ていただ  
いていますから、その旨は強くお願いし、教育委員会としての  
意見を申し添えておきたいと思っております。

森 川 委 員 ) 第 18 号議案の 14 ページ、「職員の職名に関する規則の  
一部改正」があつて、職名の改正前のところ、第 4 条「学芸  
員」という記載があつて、改正後は、それが削除されますが、  
教育行政要覧を見ますと、学芸員の方は生涯学習課に 1 名いら  
っしゃるように思われるのですが、生涯学習課は教育委員会に、  
管理係は残る形になるようにお見受けしたのですが、例えば学  
芸員が管理係に所属することになって、「学芸員」という職名  
が必要になったりすることはあるのかなと単純に思ったのです  
が、その辺りはどうでしょうか。

教 職 員 課 長 ) 今現在、学芸員として配置している職員につきましては、  
文化財の専門職として学芸員配置しておりますので、今回、移  
管になります文化財係に属する職員になりますので、現時点で  
は、それ以外で学芸員を配置する予定はございませんので、今  
回の改正の中では削除します。移行後、学芸員配置等が必要に  
なる形であれば、また改正することになります。

森 川 委 員 ) 分かりました。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

まずはじめに、第 18 号議案「芦屋市地方教育行政の組織及  
び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の施

行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」本案は、  
原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第18号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

次に、第19号議案「市長部局事務の補助執行及び事務委任  
の変更・解除、特定社会教育機関の管理運営等の規則を改正す  
ることについて」市長より提示された内容について、御異議ご  
ざいませぬか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

事務局より回答案を配付します。

〈回答案を配付〉

再度、ご確認いたします。

本案について、回答案のとおり、市長に回答することにご異  
議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、回答案のとおり回答することと決しま  
した。

〈第19号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

次に、第23号議案「芦屋市スポーツ推進委員規則等を廃止  
する規則の制定について」本案は、原案どおりと決することに  
御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第 2 3 号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

次に、第 2 4 号議案「参事、主幹及び主査の分掌事務を定める規程の一部を改正する訓令の制定について」本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第 2 4 号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

次に、第 2 5 号議案「芦屋市谷崎潤一郎記念館名誉館長規程を廃止する訓令の制定について」。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第 2 5 号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 次に、第 2 1 号議案「芦屋市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

河 盛 委 員 ) 第 8 条の条件と、3 番の「対象学校の運営に資する活動を行う者」とは、具体的にどういう方を想定しているのでしょうか。

学校教育課長) 例えば、今現状で言うと評議員の中に入っているような、愛護委員さんだったり、地域の見守りをしていただいている方だったり、そういった方、地域で既に関わっていただいている方で、防災士さんだったり、そういった方が示されています。

河盛委員) 4番の「対象学校の教職員」は、校長を除くという理解でよろしいでしょうか。

学校教育課長) そうです。

極楽地委員) まず、会長、副会長がおられるということですが、コーディネーターを、よくいろいろな研修などでおっしゃっていただき、置かれる場合はその立ち位置はどのような形になるのか。会長兼コーディネーターなども可能でしょうか。

学校教育課長) 可能ですが、今現状で行くと、なかなか今まで評議委員会があつて、学校長が進めていく流れを、全ていきなり来年度からはなかなか難しいかなと思いますので、そこは柔軟に対応していく必要性はあるかと思いますが、将来的にはそのようなことは可能かなと思っております。

極楽地委員) 各学校園の校長先生方は今、委員の方を選任なさっている最中かと、結構、御苦労されているかと思えます。お役がどの方という位置づけが、その人によって異なってきますので。会長や副会長をこの方をお願いしたい、コーディネーターであれば入っていただけそうなど、その辺、フレキシブルにいただけるとありがたいなと思っております。

学校教育課長) ここは芦屋独自という言い方がいいかどうか分かりませんが、モデル校でこれまで2年間や1年間している学校もあれば、来年度からいきなり始まる場所もありますので、そこはうま

く、今後の芦屋につながるような形でさせていただければと思っています。

河盛委員) 既に行われている自治体もたくさんあると思いますが、そこでトラブルや問題点があるようなことがあったとか、そういう収集はされておられるのでしょうか。

学校教育課長) 現状、トラブルでいくと、あまり収集できていないのが実情です。一番いいところは、今だったら文科省のビデオにも出ている川西市さんがうまくこれを運営されていますので、そういった情報はこちらで収集しておりますが、そこは適宜、校長先生には出していくというか、情報提供をしているところです。

極楽地委員) 第10条ですが、ここは結構大事なことだと思っていて、秘密を漏らしてはいけないということで、秘密保持を、個人情報も扱いますし、デリケートでセンシティブな内容も上がってくるかと思しますので、この辺りはしっかりと委員の皆さんに認識いただければと思っております。

よくPTAなどでも秘密保持誓約書を初めに書いていただいたりするのですが、それはなされる予定でしょうか。

学校教育課長) これについては、今、現状考えていないというのが、この委員については、先ほど言った特別職の公務員に当たるということで、それについては必ずというところはあるのですが、その文書が必要かどうかは、今後、検討させていただきます。

極楽地委員) 文書は難しいので、市民の方や保護者の方は、その辺をしっかりと再認識いただければと思います。別に誓約まではいかなくても、書面をお渡しして、しっかりと秘密保持いただくところの御案内は必ず初めにしっかりと対応いただきたいと思います。



ます。

学校教育課長) 委員がおっしゃられるとおり、学校の校長先生も説明しづらいという御意見もいただいておりますので、この協議の委員になる方に対しては説明しやすいような文書を作って、配付をしようと思っています。

森川委員) この協議会は、年間何回ぐらい開催される御予定でしょうか。

学校教育課長) 一応年間、評議委員会と同じ回数で、学期に1度ずつと今のところは考えておりますが、それ以上しても全然構わないです。

森川委員) 6ページの委員報酬です。委員の年間報酬年額3,000円で規定があって、年間3回以上という回数と、これでいいのだろうか若干感じるころですが、これはこういう金額でよろしいのでしょうか。

学校教育課長) これについては他市の状況をいろいろ調査する中で、川西市さんが進んでされているのですが、全国的な平均が3,000円になっています。ただ、隣の神戸市はもう少し高い額、年間5,000円。ただ、3回で、本当に交通費程度になるのですが、それについては支払うことで、それで合わせさせていただいております。逆に3,000円よりも安いところも、正直なところございます。

極楽地委員) こちら全校、小中、来年度からで、小と中で会長を兼務のようなところも想定されるケースでしょうか。

学校教育課長) 中には、あり得るかなとは思っています。特に今、潮見小学校、中学校は委員が重なっていたりということもありますの

で、逆に言うと、それだけ近しい運営協議会、その地域の。そこで共有しながらですが、委員おっしゃる兼務は大変かなと思いますので、違う方になるのではないかと。

極楽地委員) 学校運営協議会は、市の委員として3つ以上のところに入る委員ですか。

学校教育担当部長) 市の附属機関ではないです。

極楽地委員) 別ですね。愛護さんとかそういった扱い。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第21号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) 次に、第22号議案「芦屋市立打出教育文化センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

打出教育文化センター所長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

素朴な質問ですが、これは「委員会が定め」ている、「教育委員会」ですね、「委員会」と書くのですか。ほかも皆、そう書いているのですか。「委員会が定める」と書いてあるのですが。（3）だったら、今の「委員会が定める日」と書いてあつ

で。皆、委員会が。そこは「教育委員会」でなくてもいいのか。

打出教育文化センター所長) 新旧対照表では省略しておりますが、第3条で、「教育委員会（以下委員会と言う）」としており、それ以降は全て「委員会」という言葉を使わせていただいています。

教 育 長 ) その前に定義しているのですね。

森 川 委 員 ) 今後は、日曜日も原則開館ですか。

打出教育文化センター所長) はい。

森 川 委 員 ) 日曜日のニーズというか、そういったもの、具体的に今までだったらありますか。

打出教育文化センター所長) 今までの問合せの中で、貸室は、日曜日はどうしても開いていないのですかということは何件かありました。

また、今回、打出公園との一体化で、より分室の図書の貸し借りも頻繁になってくると思いますので、そういうニーズが高まってくるようにというところで、日曜日を開館していこうということでもあります。

森 川 委 員 ) 分かりました。

教 育 長 ) 貸館業務に携わる人は、指導主事ではないですね。

打出教育文化センター所長) 基本、今後はオンラインでの予約システムになりますので、実際にセンターに来て、いわゆる受け付けることはしなくてもいいと考えています。ただ、土日はシルバーさんに受付をお願いしますので、許可証を発行する業務は平日、我々職員がいる時間帯での対応ということを周知しようと考えております。

極 楽 地 委 員 ) 4月から開館時間が延びると思いますが、夜間はシルバーさんが管理されると思いますが、本当にスムーズな連携と、

職員皆様の御負担がないようにだけ、改めてお願いさせていただきます。

土日が開くことで、先ほど、図書館は水曜日がお休みに日曜日が開くとお聞きしましたが、打文さんの図書分室は平日合わせて7日間開くということでしょうか。

打出教育文化センター所長) 現在、火曜日がお休みに、プラス、日曜日開館する分を水曜日お休みになるということで、結果的に火曜日、水曜日が休館日になります。

極楽地委員) 土日に開くことで、図書館と同じになるということですね。プラス火曜日がお休みに。理解いたしました。

教育長) トイレを借りに来る人がいるので、気持ちよく使っていただいて、気持ちいい環境づくりに励んでいただきたいと思います。

打出教育文化センター所長) はい。

極楽地委員) 楽しみです。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第22号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) 続いて、日程第2、報告第24号「芦屋市立小学校におけるいじめ重大事態に係る調査委員会」の調査報告書（答申）

を受けた再発防止策について」を議題とします。

提案説明を求めます。

学校支援課長) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

極 楽 地 委 員 ) 3 番の「再発防止についての取り組み」ですが、先日の教育研究部会の生徒指導部会、こちらもしじめに対しての勉強もなさると思いますので、その辺、入れられることはできないのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

学校支援課長) 教育研究部会とリンクしていくところに関しては、調整を今後していきたいとは考えておるところです。今、言っていたのは、3 番の(2)③教育相談コーディネーターの養成研修で、教育相談に関わる学校の中の、それぞれの人材をコーディネートしていくお立場の人を養成していくプログラムを、今、またこれも調整をしていきたいなと思っておりますが、一方で、先生方の過度な負担にならないように、既存の会と組み合わせる形で勉強していくことができたらという思っています。

ですから、具体的には教頭会であるとか、生徒指導担当者会、例年開いているものを、回数を増やさない中で、研修を効果的にできれば。その際に、教育研究部会との絡みも調整していきたいなと思っております。

極 楽 地 委 員 ) 学校現場の先生方お一人お一人の意識が変わっていくところ、子どもたち、あと保護者の方々の意識が変わるところ、これを取り組みいただきたいと思っております。

森 川 委 員 ) 再発防止策 1 ページの 2 の(2)、1 段落目は、主語がないのが気になっておりました。(3)の 2 段落目の第 1 文もそ

うですが、これは教職員の方なのかなと思ったり、あるいは市教委も含むのかなと思ったり。その辺ははっきりしたほうがいいのかなと、曖昧なままだと、誰が何をするのかよく分からないようにも思いますので、主語は明確にいただいたほうがいいのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

学校支援課長) 今、こうしますとすぐ言えない部分があるのですが、今回、ここをつくっていくので大事にしていきたいと思っているのは、市の教育委員会としての再発防止策なわけなので、基本的には学校ではなくて、市教委がこのように取り組んでいくと、市教委主語で書いていきたい。それを伝えていきたいという思いは持っておりました。

御指摘いただいた2番3番以外も含めて、もう1度、1番から8番まで、全てがそれが伝わるように、もうちょっと精査を試みたいと思います。

森川委員) (2)「法のいじめの定義」と書いてあるところですが、これはいじめ防止対策推進法のことだと思うのですが、(1)には、こども基本法という法律のことが書いてあったりするので、法が果たして何なのかも明確にしておいたほうがいいのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

学校支援課長) これは修正します。

森川委員) 続けて、3ページ目の「再発防止策についての取り組み」の(6)「重大事態チェックリストの活用を徹底」の「重大事態チェックリスト」は、これはどこの分でしょうか。

学校支援課長) これは、文科省が出しておるチェックリストになっております。

森川委員) はっきり書いていただいたほうが、どれなんだろうという疑問を持ってしまったりするので、その辺も御検討いただけたらと思います。

河盛委員) 今回の防止策をいろいろ書かれています、既に全部予算化されているのでしょうか。

学校支援課長) 一応、その方向で話を進めさせていただいているものを記載しておるのですが、正式な決定は3月末だと認識してください。

河盛委員) まだ、これから続くから、スクールロイヤーの予算が要りますね。

学校支援課長) スクールロイヤーのことに关しましては、審議会からも御指摘はいただいているのですが、これまでと同様に、県の法律相談と市の顧問弁護士を頼る形にはなるのですが、今までは事案に困って困ってというところでの相談になっていたのを、もう少し早い段階で御相談に、学校を案内していく形にはしていきたいと思っています。

学校教育担当部長) スクールロイヤーは、相手の弁護士がいらっしゃる場に、弁護士に同席はいただけないですと聞いています。いわゆる相談、メール相談、電話相談、面談相談で、対弁護士といったとき。例えば相手さんの弁護士事務所に行くときに、ついてきてくれるかというところ、ついてきてくれない。というところがありまして。県のスクールロイヤー、市の弁護士、この辺りも同じように相談をしながら、法的なところを確かめてというところですが、いよいよ同席いただくときは、御相談くださいと言われていています。

教 育 長 ) 予算がないから後手後手になったということだけは避けたいと思います。本当に必要なときには、幾ら費用が要ってしてもらわないといけないです。そこは市長も認識してくれていると思うので、上手に話を持って行ってほしいと思います。遠慮したら駄目だと思います。みなさんが心配していただいているのは、そこだと思います。

河 盛 委 員 ) 今回もちょっとあるし、その後、現在発生している重大事態でも、SNSが関係しているものが多いです。特に、女の子が絡むものはほとんどSNSが関連です。その辺の、特に子ども・児童に対する教育というか、そういうことが必要なのではないかと思うのですが、いかがですか。

学校支援課長) そこに関しましては、3番の(2)研修の実施の②各校にて全教職員にて研修で、ここは事例研修も入れていきたいと思っておりますので、各校ごとによるのですが、複雑化してしまうもののうちの1つになるので、SNSなども積極的に事例で扱っていただけると考えております。

(3) いじめ予防授業です。これは、弁護士さんに来ていただくか、オンラインでの授業を今検討していますが、そこも法的な視点とはいえ、単純な法の勉強ではなくて、いじめ法はどういうものになっているか、一定レクチャーいただきながらも、その上で、やはり事例をみんなで協議してという授業展開だと聞いておりますので、そういったところで学んでいただけると考えています。

学校教育担当部長) 先ほどの3番の(2)の②で言いますと、11校それぞれ、今、直面している事例もありますので、こういう研修をしな



さいというより、事例に沿った研修を、例えば審議会の委員の方に講師になっていただくケースもございますし、サイバーの兵庫県警にお世話になるケースももちろん、今までもしていているのです。それから携帯の会社ですとか、これはこれまでしてきている。あと、市の人権擁護委員、この辺りですと事例をお持ちなので。そこは、SNSのことは視野に入れながら打合せをしてというのは1つ、まず職員に対して。職員が授業をする場合もございますし。実際にゲストティーチャーで来ていただくこともあり得るかなと思っています。参観日なども利用する方法。

(3) 弁護士のところでも、最近、こんなトラブルが増えていますよということで、そこでSNSのお話、こういうことをすると法に触れますよということで、これも事前の打合せをしつかりしないといけないと思っています。本当に増えていますので。

極楽地委員) 本当に対策としては、未然に防ぐことが一番大事かなと思っております。来年度、市予算案の中の予防の授業の実施で、弁護士さんが今のお話で授業いただけるとお聞きして、こちらすごくいい授業になりそうだなと思っていますので。

プラス、できたら子どもたちプラス保護者にも、やっぱりいじめのことで対応を学校に全て丸投げしないだったり、SNSは本来は家庭で対応すべきところ、意識していただける研修だったりも、今後、教育委員会主催ではなく、ほかのPTAさんであったり、ほかの青少年愛護委員さんだったりして展開を連携できればと思います。

プラス学校運営協議会でも、いじめについて地域の方々にしていただくところ、これで一番口コミとして広がるところで、怖さを認識いただけると思いますので、来年度、再来年度に向けて対応いただけたらと思います。

弁護士さんの授業について、もう少し具体的に記載いただいて、補足をいただけたら分かりやすいと思います。よろしく願いいたします。

河盛委員) いじめで重大化しているケースが2つあって、明らかに悪質なケースです。あと、突発的な予防は、はっきり言って加害側がすぐ真摯に謝れば済んだことが、半数ぐらいあると思います。悪気がなくてやって、相手がということが結構多いと思うので。謝ることが非常に大事だと、もっと教えていく必要があるのではないかと思います。半分ぐらいは悪質なケースもあると思いますが、半分は本当に謝って終わりやなという感じがするので。

教育長) 本当に悪質なものは、警察の介入まで要することもあります。

学校支援課長) 1つ目、極楽地委員に言っていた、保護者をというところに関しましては、それも必ずではないですが、弁護士による授業なども、うまくタイミングが合えば、参観授業とタイミングを合わせてできればとは、含みとしては持っています。

それから、突発的な、謝るところに関しましては、謝罪の会としてしまうと、今回も課題が大きくなってしまったところもありまして。一方で、焦って謝罪の会に持っていくところは慎重にしないといけないと、今、学習しているところではあります。

ただ、やってしまった、駄目だった、すぐ反省の気持ちを持たせるといふ指導とか、立ち止まって考えさせるところに関しては、こだわってやっていきたいなと思っています。

極楽地委員) 参観ですが、土曜参観も検討いただけるとありがたいなど保護者として思いました。最近はお仕事を持つ方が増えておりまして、平日の参観に行けない方も増えていて。なかなか学校を見られない方もいらっしゃるのです。そういった方々に、土曜日に市教委がこういう取組をしているのだというところの御説明をいただいたり、あとは弁護士さんによる、いじめについてのお話をいただける。土曜参観と全体保護者会がセットである場合が多いので、その辺も御検討いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

学校支援課長) ありがとうございます。

教 育 長 ) 教えるのではなくて、子どもたちに考えさせないといけないと思います。児童会や生徒会を通じて。そういうことの視点を大事にしましょう。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

それでは、報告第24号「芦屋市立小学校におけるいじめ重大事態に係る調査委員会」の調査報告書（答申）を受けた再発防止策について」の報告を受けたものといたします。

教 育 長 ) 次に、報告第25号「第2期芦屋市スポーツ推進実施計画の市民意見募集の実施結果について」を議題とします。

提案説明を求めます。

スポーツ推進課長)

〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

森 川 委 員 ) 3 ページ目の市民の方の御意見で、番号 1 の取扱い区分が A になった分ですが、この方の御意見に対する修正、書いていただいた内容が気になっていまして、スポーツ推進計画自体がスポーツ基本法の第 10 条に基づくものではないかと思えます。そうすると、この書き方で書いていただいて、本当にいいのかと。

書いていただいた分だと、国のスポーツ基本計画はスポーツ基本法に基づき作成されているが、芦屋市の計画は、何かよく分からないものに基づいて計画されているようにも読めてしまうところがあって。下の図に、スポーツ基本法は国に対するもので、国の計画に対するものだけかかっているように見えるので、この辺り、これでいいのだろうかというところが気になるといいますか。いかがでしょうか。

スポーツ推進課長) そう言われると、確かにそういう部分もあるかも分かりませんが、相手方のおっしゃっている意見としまして、スポーツする権利があることを示せとなっておりますので、文章としては、この程度になるのかなという形で記載しております。

森 川 委 員 ) その権利を明記していただいたことはとてもいいことであると思えます。こういった権利があるのか、御存じない方もいらっしゃると思うので。こういう権利があるのだということが分かり、とてもいいことだと思うのですが。この計画自体がスポーツ基本法に基づくものではないかと思うので、この書き方だと、よく分からないところがあるなど。いいでしょうか、これで。

教 育 長 ) どの市町の、上位としては県があり国があり。全体を網羅するのがスポーツ基本法です。具体的な取組として今回の計画があります。この図から見ても、スポーツ基本法と整合性を取り、芦屋市独自色の中でやっていくということです。

スポーツ推進課長) 3ページの「計画の位置づけ」で、「本計画は」から、先ほどの国のスポーツ基本計画や兵庫県のスポーツ推進計画を踏まえたところで、この計画自体は、市独自の計画ではあるが、そこで踏まえているところで、逸脱をしているわけではなくて、この計画の位置づけとしては、先ほど教育長がおっしゃっていただいたみたいに国の基本法があり、兵庫県の推進計画があり、市独自の計画としては、それをもう少し詳細に、市ではどういうことをやっているのかの立てつけになるのかなと思っております。

記載の内容につきましては、市民からの趣旨としては、権利を書いてほしいところと立てつけにつきましては、やはり国の基本計画や県のスポーツ推進計画を踏まえているところを含めて、この市の計画の位置づけを、3ページのここかなという書きぶりで、趣旨がずれてしまいます。

森 川 委 員 ) 市民の方も、この計画が法に基づくものだと言われているので、この書き方だと、何かよく分からない特徴が出てくるのかなと。スポーツ基本法は国の中でだけ完結しているところが、これはどうなんだろうと思ってしまうのですが。

教 育 長 ) 教育振興基本計画であれば、国のとか県のものを参酌しなさいとはっきり書いてあるわけです。でも今回、そこまでは書いていませんが、ある意味では整合を図ることが、権利を受け

継いでいくという回答になっているのでしょうか。

森川委員) スポーツ基本法4条だと、「地方公共団体は基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と書かれてあって、その基本理念の中に権利がうたわれています。そうすると、国の計画の整合性を図るという書き方だと、ちょっと言葉足らずな気が若干してしまうのですが。

教育長) こういう報告で御指摘を受けたことを受け止めておいてください。大事な点ですので、権利に対して、より積極的な表現の仕方を考えてください。

森川委員) 4ページ目の7番の御意見で、「スポーツと健康づくりに「散歩」が推奨されていると思います」と、「「椅子」が欲しい」という高齢の方の御意見をいただいた。市の考え方は「椅子の設置につきましては、本計画と直接関係するものではありませんが」。市の裁量と言えれば裁量ですが、確かに散歩されていて、疲れたなというので、高齢者の方だったら座りたいなと思うことは絶対出てくると思うんです。高齢でなくても、若い方でも、そういうことはあると思います。

その中で、ベンチ、椅子はスポーツ推進計画と直接関わらないとまでは言えないのではないかなと、感想ですが、いかがでしょうか。

スポーツ推進課長) 確かに、高齢者とか体の不自由な方の分を考えればそうかもわからないですが、大枠で考えておるのは、スポーツをしていただくことが、目標とか我々の指標などを示すものにな

っていますので、どうしてもこういう書き方になってしまいました。御理解いただければと思います。

教 育 長 ) 市挙げて、いろいろな部分をサポートし合って、椅子のことも考えていただければいいのかなと思います。本件では、味気のない表現ですが、そうならざるを得ないのかな。

極 楽 地 委 員 ) 本当にアンケートに対して、こうやってフィードバックすることは大変なことだと思っていて、このように詳細にフィードバックいただくところは、すごく市民の皆さんも評価いただけると思います。

ホームページで多分公表されると思うのですが、「貴重な御意見ありがとうございました」というねぎらいといひますか、感謝の文面を載せられるような感じですか。過去、いろいろな組織でアンケートをいただいたときに、こうやって1件1件返信を、多くの方が見られて、冷たいという印象のご意見がありましたので。市や市教委に対してこういう一文一文で壁を感じられる方もいらっしゃるのでは、感謝だったり、前向きな、ポジティブなワードがどこかにあったほうが、恐らく受け取り方もマイルドな感じになると思います。

社会教育室長) 結果の公表の際のホームページの見出しには、御意見ありがとうございましたということは、リード部分では表現させていただいています。

教 育 部 長 ) パブリックコメントについては、それぞれのところがやるのですが、市民参画・協働推進室がまとめて出しています。ですので、そのリード部分があって、それぞれの計画の結果みたいなものがぱっと出るようになっていきますので、御意見につ

いては市民参画・協働推進室に伝えさせていただきます。

極楽地委員) お願いいたします。

教育長) 他に質疑はございませんか。

今、いただいた意見は教育委員会として出た意見なので、また次の民生文教常任委員会の中で出たときは、そのことも踏まえて答弁してください。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

それでは、報告第25号「第2期芦屋市スポーツ推進実施計画の市民意見募集の実施結果について」の報告を受けたものいたします。

教育長) 次に、報告第26号「芦屋市における部活動の地域移行に向けた取り組みについて」を議題とします。

提案説明を求めます。

学校支援課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

極楽地委員) 地域移行、今、関心がある内容かと思います。具体的にスケジュール感をお示しいただいて、エンドを考えていただくことはすごくいいなと伺っていました。具体が見えて、より分かりやすくなったと思います。

10ページ、「今後の取り組み」で、1番、2番の、これも本当に明確化できていいなと思いました。

上から2行目の「既存の高校生向けの活動を中学生世代へ展開」ですが、イメージが、例えばあしや部だったり、今、高校生主体で芦屋で展開している団体があると思いますが、連携できる可能性を感じています。義務教育から、高校、大学につな



げていくことも大切だと思います。この辺りも「あしふく」さんの活動だったり、地域の組織の団体の皆さんとコラボできればいいなと思いました。

学校支援課長) スポーツ系、運動系だけではなくて、文化的なものとか、地域貢献、社会福祉系の活動も含めて広げていけたらなと思っております。

河盛委員) 地域移行になった場合に、前から議論になっているのは、試合や大会のときに教員は同行するのか、しないのかだっと思うのですが、その辺については、今のところ検討などは。

学校支援課長) そこに関しましては、明快に答えづらいところがあるのはあります。大きく捉えたときに、大会はどうしても中体連との関係が出てくる中で、その中体連が設けている諸条件、あるいは競技団体が設けている諸条件等も、少し今、流動的なものがありますので、参加・登録の条件なども、また変更がありながらではあるので。

ただ、検討会議のメンバーでもあるのですが、中学校の代表校長が中体連の会長でもありますので、そこから情報を仕入れながら、最初から情報を仕入れながら、何ができるかということに適宜進めていきたいなと思っております。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

それでは、報告第26号「芦屋市における部活動の地域移行に向けた取り組みについて」の報告を受けたものといたします。

教育長) ただいまから非公開で審議いたします。

<非公開審議>

教 育 長 ) 次 に、報 告 第 2 3 号 「令 和 5 年 度 教 育 委 員 会 関 係 補 正 予 算  
に つ い て」 を 議 題 と し ま す。

提 案 説 明 を 求 め ま す。

施 設 担 当 課 長 ) < 議 案 資 料 に 基 づ き 概 略 説 明 >

教 育 長 ) 説 明 が 終 わ り ま し た。質 疑 は ご ざ い ま せ ん か。

1 つ だ け 質 問 で す が、精 道 小 学 校 の 空 調 は、こ れ は 体 育 館 も  
含 ま れ て い る の で す か。

施 設 担 当 課 長 ) い え、こ れ は 体 育 館 は 含 ん で い ま せ ん。教 室 等 に 設 置 を さ れ  
て い る も の の 耐 用 年 数 が 来 て い る の で、入 替 え を 行 う と い う こ  
と で す。

教 育 長 ) 精 道 小 学 校 の 体 育 館 は も と も と 空 調 が あ り ま す ね。

施 設 担 当 課 長 ) あ り ま す。

教 育 長 ) 体 育 館 は 別 な の で す ね。

施 設 担 当 課 長 ) 体 育 館 は ま だ 改 修 時 期 に 来 て い な い の で、ま だ 触 り ま せ ん が、  
ほ か の 部 分 で す。

教 育 長 ) 学 校 に よ り 差 が あ り ま す か。

施 設 担 当 課 長 ) 空 調 機 器 は 1 5 年 を 超 え る と、予 算 計 上 を し て 新 し い も の に  
入 れ 替 え て い く 作 業 を 毎 年 ロ ー リ ン グ の よ う に や っ て い ま す。  
精 道 小 学 校 で 今 回 予 定 し て い る の は、普 通 教 室 と そ の 前 に あ り  
ま す ワ ー ク ス ペ ー ス の 空 調 改 修 を 実 施 し ま す。学 校 に よ っ て 改  
修 す る 空 調 機 器 の 数 が 違 う こ と で 金 額 差 が 出 て お り ま す。

教 育 長 ) 他 に 質 疑 は ご ざ い ま せ ん か。

無 い よ う で す の で、こ れ を も っ て 質 疑 を 打 ち 切 り ま す。

そ れ で は、報 告 第 2 3 号 「令 和 5 年 度 教 育 委 員 会 関 係 補 正 予  
算 に つ い て」 の 報 告 を 受 け た も の と い た し ま す。

教 育 長 )       ただ今から秘密会で審議いたしますので、教育委員及び関係者以外の方は退席願います。

                  <非公開審議>

                  <第20号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）>

教 育 長 )       非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

                  <非公開審議 終了>

教 育 長 )       閉会宣言